

ニイカワポータル ニーポ光テレビサービス契約約款

第1章 総則

第1条 (本サービスの提供等)

- 株式会社ニイカワポータル(以下「当社」といいます)は、当社が別途定める「ニイカワポータルインターネットサービス契約約款」に基づく個別サービスとして、本契約約款に基づき、当社のニーポ光のサービス(以下「ニーポ光サービス」といいます)の契約者を対象にニーポ光テレビサービス(以下「本サービス」といいます)を次項第7号に定める契約者に提供します。
- 本契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - フレッツ・テレビ伝送サービス
映像通信網サービスであって、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)が提供するものをいいます。
 - ニーポ光テレビ
株式会社ニイカワポータルが提供するニーポ光テレビ伝送サービスおよびスカパーJSAT 株式会社が提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」の契約により、地上/BSデジタル放送が受信できるようになるサービスをいいます。
 - ニーポ光テレビ伝送サービス
映像通信網サービス(映像通信網を使用して行う電気通信サービス)であって、東日本電信電話株式会社ならびに西日本電信電話株式会社がその登録一般放送事業者に提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線(以下「第1種契約者回線」といいます。)からの着信のために提供するものうち利用回線を使用して提供するもの。
 - 本サービス
NTT西日本のフレッツ・テレビ伝送サービスを利用して当社が提供するサービスをいいます。
 - ニーポ光サービス
NTT西日本のフレッツ光を利用し、当社が電気通信事業者として提供する電気通信サービスをいいます。
 - フレッツ光
NTT西日本がIP通信網サービス契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。
 - NTT西日本
西日本電信電話株式会社をいいます。
 - 切替
フレッツ光利用者が現に利用しているフレッツ光から当社が提供するニーポ光サービスに移行すること及び、同時に、本契約約款においては、NTT西日本のフレッツ・テレビ伝送サービス利用者が現に利用しているフレッツ・テレビ伝送サービスから当社の提供する本サービスに移行することをいいます。
 - 契約者
本契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。
 - 利用契約
本契約約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約をいいます。
 - 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。
 - 本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます)をいいます。
- 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本契約約款の一部を構成するものとします。
- 当社が、本契約約款の他に本サービスに基づき別途定めるプランの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本契約約款の一部を構成するものとします。
- 契約者が本サービスを利用するには、本契約約款の他、NTT西日本及び当社の指定する電気通信事業者の定める電気通信に関する契約約款、利用規則、利用条件等に同意するものとします。

第2条(本サービスの種類)

本サービスのプラン内容、条件等の詳細は補足のとおりとします。

第3条(通知)

- 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
- 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条(本契約約款の変更)

- 当社は、契約者の了承を得ることなく、本契約約款(本契約約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします)を随時変更することがあります。なお、本契約約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本契約約款を適用するものとします。
- 当社は、本契約約款を当社のホームページ(URL:http://www.ni-po.ne.jp/)に掲載するものとします。

第5条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第6条(準拠法)

本契約約款に関する準拠法は、日本法とします。

第7条(協議)

本契約約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第2章 本サービス契約の締結等

第8条(利用契約の単位)

- 当社は、利用回線(当社が別途定める登録一般放送事業者が、NTT西日本がその放送事業者に提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限りす。)1回線ごとに1の本サービスの契約を締結します。
- 契約者は、それぞれ1の本サービス利用契約につき1人に限ります。
- 契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。

第9条(利用の申し込み)

本サービス利用の申し込みをする方(以下「申込者」といいます)は、本契約約款に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第10条(承諾)

利用契約は、前条(利用の申し込み)に定める方法による申し込みに対し、当社所定の方法により、当社が承諾した時点で利用契約が成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

- 申込者が実在しない場合
- 申込者がニーポ光サービスの申し込みを完了していない場合
- 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- 同一人物ないしは同居の親族があらかじめ不自然な多重申込をしたと認められる場合
- 申込者の利用料金の決済に用いる銀行口座が確認できない場合
- 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
- 申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合
- 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合

(9)申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があると当社が判断した場合

(10)申込者に、株式会社ニイカワポータル会員規約に定める会員資格がないと判明した場合

(11)その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合

第11条(切替等)

- NTT西日本のフレッツ・テレビ伝送サービス利用者は、当社に本サービスへの切替を請求することができます。
- 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス利用者から切替の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - 第10条各号のいずれかに該当するとき。
 - NTT西日本が承諾しないとき。
 - その他、当社が適当ではないと判断したとき。
- 契約者は、本サービスへの切替後、現に利用している本サービスからフレッツ・テレビ伝送サービスまたは他事業者のひかりコラボレーションモデル商材への再移行ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第12条(契約者の登録情報等の変更)

- 契約者は、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更(クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます)、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
- 住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、既契約プランの利用ができなくなる場合には、契約者は当社と協議し他のプランを選択するものとします。
- 本条第1項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条(利用契約の変更)

契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします(NTTの回線工事日により効力の生じる日を指定することがあります)。ただし、第10条(承諾)各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあるものとします。

第14条(契約者からの解約)

- 本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。
- 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、当該通知を受けて、毎月25日までにNTT西日本による解約に係る処理が完了したものについては当該処理のあった月の末日に、毎月26日以降にNTT西日本による解約に係る処理が完了したものについては当該処理のあった月の翌月の末日に利用契約の解約があったものとします。
 - 契約者は、前号の処理完了日から解約日までの期間に係る本サービスの利用料金を、本サービスの利用如何にかかわらず当社に支払うことを、あらかじめ承諾するものとします。
 - 契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約の契約期間は自動的に更新されます。
 - 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

第15条(当社からの解約)

- 当社は、第 35 条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
- 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第10条(承諾)第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第35条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
- 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第16条(権利の譲渡制限)

本契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第17条(設備の設置・維持管理)

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本契約約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

第3章 サービス

第18条(本サービスの提供区)

本サービスの提供区域は、NTT西日本がフレッツ・テレビ伝送サービスを提供している地域とします。

第19条(本サービスの廃止)

- 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
- 当社とNTT 西日本との間の契約が終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
- 当社は、前各項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 本条の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第20条(本サービスの利用にかかる料金、算定方法等)

契約者の本サービスの利用にかかる料金は、ニーポ光総合約款に定めるとおりとします。

第21条(利用料金の支払義務)

- 契約者は、契約日から起算して利用契約の解約日までの期間について、ニーポ光総合約款に定める利用料金の支払を要します。
- 前項の期間において、第33条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。
- 第35条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。
- 本サービスの利用料金は、本サービスの利用日数が1ヶ月に満たない場合、該当月の日数に応じて日割計算を行うものとします。ただし、第14条(契約者からの解約)第2号に定める場合を除きます。
- 本サービスにおいて、NTT 西日本による工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第22条(遅延損害金)

契約者は、利用料金その他の債務について支払期日を経過しても当社への支払がないときは、支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第23条(工事費)

- 契約者は、当社所定の方法により本サービスの利用に係る工事費の支払いを要します。
- 本サービスの利用に係る工事完了後に利用契約の解除、取消し等があった場合であっても、その工事に要した費用を負担するものとします。

第24条(利用料金の支払方法)

- 契約者は、本サービスの利用料金を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。 (1)クレジットカード (2)預金口座振替 (3)その他当社が定める方法
- 利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
- 利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、利用料金は本サービスを利用した月の翌月27日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。
- 当社は、前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部又は一部の支払時



〒938-0021 黒部市古御堂112-3 Tel.0765-54-5355 営業時間／月曜～金曜 9時～17時 (土曜・日曜・祝日を除く)

